日本草地学会和文誌 編集体制フローチャート

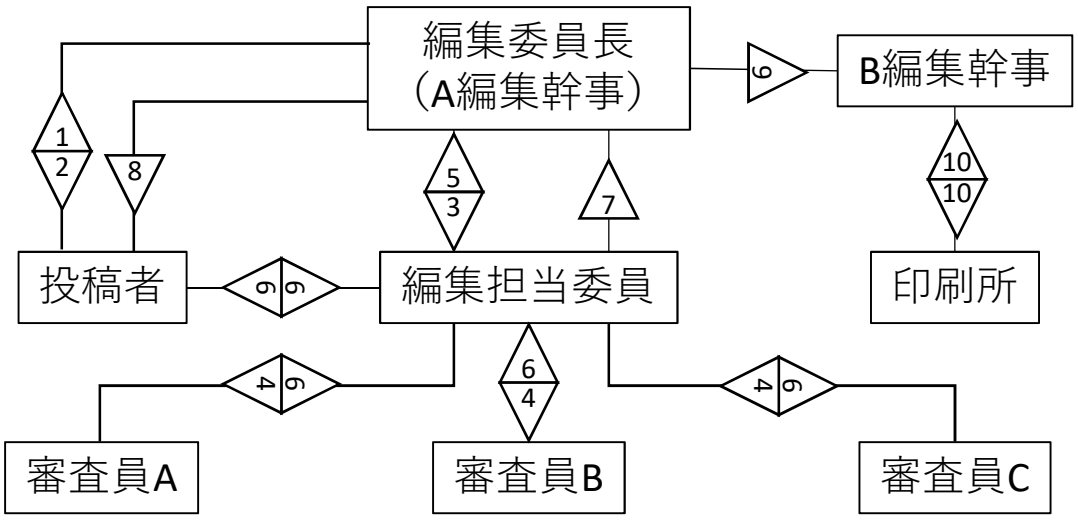

※審査員A, Bの判定が
割れた場合

日本草地学会和文誌の審査は
①編集担当委員による審査に値するかどうかの判断
②編集担当委員から依頼された審査員による審査
③編集委員長による最終判断
の3段階で行う。具体的な手順は以下の通り。

1. 投稿者は論文原稿と送り状の電子ファイル（MS-Word またはPDF ファイル）を電子メールに添付し、編集委員長（E-mail: jjgs-edit@grasslandscience.jpn.org ）へ送付する。
2. 編集委員長は投稿者が送付してきた電子ファイルを確認し、論文原稿受付を電子メールで投稿者に通知する。
3. 編集委員長は、編集担当委員を選定し、原稿ファイルなどを電子メールで送付する。
4. 編集担当委員は、論文原稿が審査に値すると判断した場合、審査員２名（Ａ、Ｂ）に査読を依頼し、了承を得たならば原稿ファイルなどを送付する。
5. 編集担当委員は、選定した審査員の氏名を編集委員長へ報告する［なお、論文原稿が審査に値しないと判断した場合は、その理由を付して編集委員長へ報告する］。
6. 編集担当委員は、投稿者へ審査開始を通知する。審査員からの審査結果をもとに投稿者に論文修正を指示し、編集担当委員、投稿者、審査員との間で３回を目途に推敲を重ねる。
   * 編集担当委員は、論文審査報告書および修正指示が挿入された原稿ファイルをPDF ファイルに変換してから投稿者へ返送する［審査員名が投稿者に知られることを防ぐため］。
   ① ２名の審査員が「掲載可」としたら、編集担当委員は投稿者に「投稿規定」および「原稿作成要領」に従って最終審査原稿を作成、提出するよう依頼する。
   ② ２名の審査員が「掲載不可」の場合は、審査を終了し、その旨投稿者へ内示する。
   ③ どちらか一方の審査員が「掲載不可」の場合、新たに１名の審査員Ｃに査読を依頼し、その結果にもとづき判定する［①または②の判定基準に帰着する］。
7. 編集担当委員は、審査が終了したら「掲載可」あるいは「掲載不可」の理由を記した審査終了報告書および最終審査原稿の作成を指示した場合には（審査員が「掲載不可」の判定をした場合には）最終審査原稿を（も）編集委員長へ提出する。
8. 編集委員長は審査終了報告書と最終審査原稿を確認し、受理あるいは不採択の最終判断を行い、判定結果を投稿者へ通知する。
9. 編集委員長は受理論文の掲載順を決定し、最終原稿（電子ファイルおよび体裁等の指示を加筆したハードコピー）をＢ編集幹事へ送付する。
10. Ｂ編集幹事は印刷所へ最終原稿を送付し、印刷原稿を校閲、著者校正を経て公表する。